

香川県報



第 54 号
平成 15 年
7 月 11 日（金曜日）

香川県青少年保護育成条例（昭和二十七年香川県条例第二十二号）第八条第二項の規定により、次の図書を青少年の福祉を阻害するものとして指定した。

平成十五年七月十一日

香川県知事 眞鍋 武紀

目次

告示

- 有害図書指定 (●印は、県法規集掲載事項) ページ
 ○ 有害図書指定 (青少年・男女共同参画課) 一
 ○ 生活保護法の規定による医療扶助担当機関の指定 (健康福祉総務課) 二
 ○ 生活保護法の規定による指定医療機関の名称の変更の届出 () 一
 ○ 生活保護法の規定による指定医療機関を廃止した旨の届出 () 一
 ○ 生活保護法の規定による介護扶助担当機関の指定 () 一
 ○ 生活保護法の規定による指定介護機関を廃止した旨の届出 () 三
 ○ 介護保険法の規定による事業者の指定 (長寿社会対策課) 四
 ○ 身体障害者福祉法の規定による事業者の指定 (障害福祉課) 四
 ○ 知的障害者福祉法の規定による事業者及び施設の指定 () 一
 ○ 児童福祉法の規定による事業者の指定 () 一
 ○ 道路の位置指定 (建築課) 五
- 公 告
 ○ 土地改良区の役員の就退任の届出 (二件) (土地改良課) 七
 ○ 土地改良区の役員の住所変更の届出 () 七
 ○ 宅地建物取引業法の規定による業務の停止 (住宅課) 七
- 公安委員会告示
 ○ 平成十四年香川県公安委員会告示第六号（道路交通法の規定による初心運転者講習を行わせる機関の指定）等の一部改正

告示

香川県告示第三百九十六号

指定番号	指定年月日	種別	図 書 名	雑誌コード	発行所名	指定理由
99	平成十五年七月四日	雑誌	スーパード写真塾 7月号	15431-7	㈱コアマガジン	内容が著しく性的感情を刺激し、又は甚だしく粗暴性を助長する等青少年の福祉を阻害するおそれがある。
100		雑誌	裏BUBKA 7月号	01817-7	〃	
101		雑誌	ホイップ No.42 7月号	08169-7	〃	
102		雑誌	TATTOO BURST Vol.14 7月号	15975-7	〃	
103		雑誌	お宝ガールズ 7月号	02257-7	〃	
104		コミック雑誌	マガジン・ウナー 7月号	08397-07	㈱マガジンマガジン	
105		雑誌	別冊 フォント 7月号	17907-07	〃	
106		雑誌	MenFre i BOMBER NUMBER-026 7月号	08513-07	㈱ベストセラーズ	
107		雑誌	ザ・ベスト MAGAZINE Special NUMBER-120 7月号	14077-7	〃	
108		CD-ROM付雑誌	DX ビデオ情報&DVD 7月号	06463-07	㈱永田社	
109		雑誌	ビデオボーイ No.231 7月号	07679-7	㈱英知出版	
110		雑誌	パソコンパラダイス vol.134 7月号	07483-07	㈱メディアアックス	

111	コミック誌	Special AYA 7月号	09671-7	宙出版
112	”	まあるまん 7月号	13701-7	(株)ぶんか社
113	雑誌	GOKUH No.144 7月号	03797-07	(株)バウハウス
114	”	別冊 GONI #26 7月号	18185-07	ミリオン出版(株)
115	”	TOP SPEED vol.034 7月号	06837-07	(株)サン出版
116	”	アクションカメラ vol.259 7月号	01455-7	フニマガジン社
117	”	COMIC BOY VOL.204 7月号	13723-7	(株)日本出版社

●香川県告示第三百九十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十五年七月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定年月日	名 称	開設者	所 在 地
平成一五、六、一	岡田歯科	岡田 道男	小豆郡池田町大字池田一〇一一一〇
平成一五、六、一	ごうだ歯科医院	合田 和生	観音寺市粟井町一一〇六一三
平成一五、六、一	小西歯科医院	小西 法文	さぬき市寒川町神前字新川二四三四一一

●香川県告示第三百九十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機

関の名称の変更について次のとおり届出があった。
平成十五年七月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

変更年月日	名 称		開設者	所 在 地
	変更前	変更後		
平成一四、四、一	香川県土庄保健所	香川県小豆保健所	香川県	小豆郡土庄町瀧崎甲二〇七九一五
平成一四、四、一	香川県丸亀保健所	香川県中讃保健所	香川県	丸亀市大手町二丁目二番一号
平成一四、四、一	香川県琴平保健所	香川県中讃保健所琴平支所	香川県	仲多度郡琴平町榎井八一七
平成一四、四、一	香川県坂出保健所	香川県中讃保健所坂出支所	香川県	坂出市入船町一丁目二一八
平成一四、四、一	香川県観音寺保健所	香川県西讃保健所	香川県	観音寺市坂本町七丁目二番一八号

●香川県告示第三百九十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成十五年七月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

廃止年月日	名 称	開設者	所 在 地
平成一四、三、三一	香川県大内保健所	香川県	大川郡大内町田六三八一四

●香川県告示第四百号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十五年七月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成一五、六、一五	株式会社コムスン 坂出マリンケアセンター 坂出市谷町一丁目 四番二号	株式会社コムスン 東京都港区六本木 四丁目八番五号	訪問介護
平成一五、六、一五	株式会社コムスン グリーンタウン高 瀬ケアセンター 三豊郡高瀬町大字 下勝間字六ッ松一 二五一一一七五	株式会社コムスン 東京都港区六本木 四丁目八番五号	訪問介護

●香川県告示第四百一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成十五年七月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

廃止年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成一五、三、三一	医療法人大山歯科 医院	医療法人大山歯科 医院	居宅療養管理指導

●香川県告示第四百二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項及び第四十六条第一項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成十五年七月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

平成一五、五、三一	大川郡引田町引田 二四七三	大川郡引田町引田 二四七三	居宅介護支援事業 福祉用具貸与
平成一五、五、三一	さぬき市社会福祉 協議会寒川支所 さぬき市寒川町石 田東甲九三一	社会福祉法人さぬ き市社会福祉協議 会 さぬき市長尾東八 八八番地五	居宅介護支援事業 福祉用具貸与
平成一五、五、三一	さぬき市社会福祉 協議会津田支所 さぬき市津田町鶴 羽二二一一二	社会福祉法人さぬ き市社会福祉協議 会 さぬき市長尾東八 八八番地五	居宅介護支援事業 福祉用具貸与
平成一五、五、三一	さぬき市社会福祉 協議会大川支所 さぬき市大川町富 田中二一九七一	社会福祉法人さぬ き市社会福祉協議 会 さぬき市長尾東八 八八番地五	訪問介護 居宅介護支援事業

介護保険 事業所番号	事業所の名称 及び所在地	申請者の名称、代表 者の氏名及び主たる 事務所の所在地	指定年月日	サービスの 種類
三七七〇一 〇二四三六	デイサービス暖暖 高松市室新町一一八	医療法人社団康生会 理事長 大林直之 高松市番町一丁目一〇 番三号	平成十五年 七月一日	通所介護

三七七〇一 〇二四四四	デイサービスセンター 吉祥 高松市高松町八九七番	社会福祉法人吉祥 理事長 平賀博文 高松市高松町八九七番	〃	〃
----------------	--------------------------------	------------------------------------	---	---

三七七〇一 〇二四五	地九 サンピース高松介護セ ンター 高松市浜ノ町二一番一 四号	地九 有限会社サンピース 取締役 牧谷さとみ 高松市浜ノ町二一番一 四号	〃	訪問介護
三七七〇一 〇二四六九	企業組合労協センター 事業団 高松市上之町三丁目一 〇―四	企業組合労協センター 事業団 代表理事 岩城雄作 東京都豊島区南大塚二 丁目三三番一〇号	〃	〃
三七七〇一 〇二四七七	阿部内科クリニック居 宅介護支援事業所 高松市観光町五三四番 地二	医療法人社団阿部内科 クリニック 理事長 阿部勝海 高松市観光町五三四番 地二	〃	居宅介護 支援
三七七〇一 〇二四八五	グループホーム暖暖 高松市室新町一―八	医療法人社団康生会 理事長 大林直之 高松市番町一丁目一〇 番三号	〃	痴呆対応 型共同生 活介護
三七七〇一 〇二四九三	ケアハウス吉祥 高松市高松町八九七番 地九	社会福祉法人吉祥 理事長 平賀博文 高松市高松町八九七番 地九	〃	特定施設 入所者生 活介護
三七七〇二 〇〇四八七	指定居宅介護支援事業 所ケアプラザ麻田 丸亀市津森町二一九番 地	医療法人財団エム・ア イ・ユ一 理事長 麻田ヒデミ 丸亀市津森町二一九番 地	〃	居宅介護 支援
三七七〇五 〇〇三三七三	開発リネンサプライ 観音寺市瀬戸町三丁目 一番三二号	開発興業株式会社 代表取締役 大久保直 温 高松市丸の内一一番一 〇号	〃	福祉用具 貸与

●香川県告示第四百三三号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の四第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。
平成十五年七月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所 番 号	事業所の名称 及び所在地	申請者の名称及び 主たる事務所の 所在地	指定年月日	サービスの種類
三七〇〇〇一 一〇〇八八一 一六	居宅訪問介護事業 所ハートフルケア 観音寺市観音寺町 甲三三二六番地	株式会社ハートフ ルケア 観音寺市観音寺町 甲三二二二番地一	平成十五年 七月一日	身体障害者居宅 介護

●香川県告示第四百四号

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の五第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。
平成十五年七月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所 番 号	事業所の名称及び 所在地	申請者の名称及び 主たる事務所の 所在地	指定年月日	サービスの種類
三七〇〇〇二 一〇〇八八一 一五	居宅訪問介護事業 所ハートフルケア 観音寺市観音寺町 甲三三二六番地	株式会社ハートフ ルケア 観音寺市観音寺町 甲三二二二番地一	平成十五年 七月一日	知的障害者居宅 介護

●香川県告示第四百五号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の十第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。
平成十五年七月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
三七〇〇〇三 一〇〇八八一 一四	居宅訪問介護事業所 ハートフルケア 観音寺市観音寺町 甲三三二六番地	株式会社ハートフルケア 観音寺市観音寺町 甲三三二二番地一	平成十五年 七月一日	児童居宅介護

●香川県告示第四百六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十五年七月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 指定番号 善土指道 第七号

二 指定年月日 平成十五年六月三十日

三 指定道路の位置 丸亀市城南町二二二、二二一〇、四一一、四一二、四一九、四一一一、五一一四、五一一五、五一一九、五一一二及び五一一三並びに山北町

字道下九〇三―三及び同地先農道・水路

四 指定道路の幅員とその延長 幅員 四・〇メートル、四・四メートル、四・九メートル、五・〇メートル及び五・〇メートル

延長 七四・〇七メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県普通寺土木事務所において閲覧に供する。

公 告

●香川県告示第四百五十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、三木山南土地改良区から役員の内任及び就任について次のとおり届出があった。

平成十五年七月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 退任した役員

種類	氏名	住 所	退任年月日
理事	野村 利典	木田郡三木町大字平木四九三番地一	平成一五、三、三一
	細田 和雄	大字小蓑一三七四番地一	〃
	筒井 和仁	〃 一五〇七番地一	〃
	筒井 喜芳	〃 一三〇六番地一	〃
	正木 健一	大字奥山三八九番地	〃
	多田 守雄	〃 一二四九番地	〃
	筒井 久雄	〃 三三五番地一	〃
監事	山田 正頼	大字下高岡二〇八三番地	〃
	阿部 正数	大字小蓑一三九一番地	〃
	櫻村 勝	大字奥山六一三番地二	〃
二 就任した役員			
役員の種類	氏名	住 所	就任年月日
理事	野村 利典	木田郡三木町大字平木四九三番地一	平成一五、四、一
	細田 和雄	大字小蓑一三七四番地一	〃
	末角 清孝	大字下高岡五一九番地一	〃
	安部 良雄	大字小蓑一五八五番地	〃
	筒井 久雄	大字奥山三三五番地一	〃
	多田 守雄	〃 一二四九番地	〃
	筒井 公男	高松市屋島西町一八二一番地一	〃
監事	櫻村 勝	木田郡三木町大字奥山六一三番地二	〃
	鎌谷 誠一	大字小蓑一四六三番地	〃
	横山 良秀	〃 一三一八番地	〃

●香川県告示第四百五十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、大内土地改良区から役員の内任及び就任について次のとおり届出があった。

平成十五年七月十一日

香川県知事 真鍋 武 紀

一 退任した役員

種類	氏名	住 所	退任年月日
理事	淀 利夫	東かがわ市三本松一九五九番地	平成一五、五、一九
"	國好 衛	水主三二六六番地一	"
"	川邊 隆	" 三六二〇番地一	"
"	岩瀬 忠雄	" 七二四番地一	"
"	近藤 博	" 四九一六番地一	"
"	阿部 進	中筋五七番地一	"
"	山下 要	川東一〇七七番地二	"
"	青木 圭	" 四九六番地	"
"	中條 弘矩	" 九〇五番地二	"
"	岡田 長市	横内二七九番地一	"
"	鈴江 護	西村六〇二番地一	"
"	渡辺 豊	" 一三四六番地	"
"	川根 健二	" 一〇七四番地	"
"	柳澤 春雄	馬篠一〇一五番地	"
"	松下 学	" 五七八番地一	"
"	向井 清茂	小砂一四四番地二	"
"	三好 力	中山七九九番地一	"
"	田中彌代吉	三殿五九六番地	"
"	山崎 重幸	町田五八二番地	"
"	大石 治夫	" 一一二七番地	"
"	元行 巧	松崎一七七番地	"
"	坂本 照雄	落合六八七番地二	"
"	滝 義幸	大谷七二三番地二	"
"	池田 進	小磯六五七番地	"

二 就任した役員

種類	氏名	住 所	就任年月日
監事	山下 敏勝	" 三六七番地一	"
"	脇 一馬	横内七〇八番地一	"
"	堤 定之	土居四七九番地	"
理事	淀 利夫	東かがわ市三本松一九五九番地	平成一五、五、二〇
"	國好 衛	水主三二六六番地一	"
"	川邊 隆	" 三六二〇番地一	"
"	近藤 博	" 四九一六番地一	"
"	阿部 正一	中筋一五二番地一	"
"	山下 要	川東一〇七七番地二	"
"	青木 圭	" 四九六番地	"
"	中條 弘矩	" 九〇五番地二	"
"	脇 一馬	横内七〇八番地一	"
"	山下 孝夫	" 二五二番地	"
"	鈴江 護	西村六〇二番地一	"
"	渡辺 豊	" 一三四六番地	"
"	川根 健二	" 一〇七四番地	"
"	柳澤 春雄	馬篠一〇一五番地	"
"	松下 学	" 五七八番地一	"
"	池田 功	小砂二四番地一	"
"	三好 力	中山七九九番地一	"
"	多田 駿	三殿一〇三番地	"
"	山崎 重幸	町田五八二番地	"
"	鎌田 照夫	" 八二二番地	"
"	木村聖四郎	落合一四五番地	"
"	吉田 泰造	" 二二三番地一	"
"	奥 房吉	大谷六七五番地	"

池田 進 〃 小磯六五七番地
 〃 山下 敏勝 〃 〃 三六七番地一
 〃 〃 〃 〃 〃 〃
 監事 石谷 哲夫 〃 水主四一五四番地
 〃 山崎 博昭 〃 土居六一一番地六
 〃 〃 〃 〃 〃 〃

●香川県公告第四百五十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、三木山南土地改良区から役員の仕事の変更について次のとおり届出があった。

平成十五年七月十一日

変更前 役員の 香川県知事 真 鍋 武 紀
 後の別 種類 氏 名 住 所

変更前 理事 野村 利典 木田郡三木町大字奥山九五三番地

変更後 理事 野村 利典 木田郡三木町大字平木四九三番地一

●香川県公告第四百五十六号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条第二項の規定により、次のとおり処分をしたので、同法第七十条第一項の規定により公告する。

平成十五年七月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 処分年月日

平成十五年六月二十七日

二 処分対象業者

1 商号、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

有限会社丸二産業

池浦 聖智

高松市勅使町一五四番地一

2 免許証番号及び免許年月日

香川県知事（一一）第一一四三号

平成十五年一月二十四日

三 処分内容

平成十五年七月三日から二月間の業務の全部の停止

公安委員会告示

●香川県公安委員会告示第三十四号

平成十四年香川県公安委員会告示第六号（道路交通法の規定による初心運転者講習を行わせる機関の指定）及び平成十四年香川県公安委員会告示第七号（道路交通法の規定による運転免許取得者教育の認定）の一部を次のように改正する。

平成十五年七月十一日

香川県公安委員会委員長 伊 藤 弘 敦

一 平成十四年香川県公安委員会告示第六号の一部を次のように改正する。

表中「植田郁男」を「植田佳宏」に改める。

二 平成十四年香川県公安委員会告示第七号の一部を次のように改正する。

表中「植田郁男」を「植田佳宏」に改める。

平成十五年七月十一日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度72%再生紙を使用しています